



# 協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示  
回覧ください。

## はり・きゅう・あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう等の施術について、通常は全額自己負担(健康保険の対象外)ですが、以下の要件を満たす場合は「療養費」として健康保険の対象になります。

### ○健康保険の対象となる場合

#### はり・きゅう ①・②の両方を満たす場合のみ対象

##### 1 対象となる傷病であること

神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症  
※神経痛、リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

##### 2 医師の同意があること

医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術を受けることを同意した場合に限ります。



#### あん摩・マッサージ

##### 医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

※疲労回復や慰安目的などのマッサージは対象外です。



## ご注意ください!

### ①医療機関と併用した施術は認められません

はり・きゅうの施術について健康保険による給付を受けることができるのは、医師による適当な治療手段がない場合のみです。したがって、医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合は、健康保険扱いとはなりません。※医師から薬や湿布を処方された場合も治療行為となります。

### ②療養費支給申請書の内容を確認したうえで、必ず記名してください

施術内容の一部を協会けんぽに請求するため、「療養費支給申請書」に記名を求められますので、申請書に記載されている傷病名・日数・金額などをよく確認したうえで、必ずご自身で記名してください。

### ③領収書は必ずもらいましょう

領収書は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。  
※医療費控除(確定申告)については、管轄の税務署にお問い合わせください。



## 退職される方等から保険証の回収をお願いします

「退職される方」、「扶養から外れる方」へお伝えください

- 保険証を使用できるのは退職日までです。\*ご家族(被扶養者)も同じです。
- ご家族(被扶養者)が扶養から外れる際も事業所へ返却してください。

使用できない保険証で誤って医療機関を受診された場合は、かかった医療費の協会けんぽ負担分(総医療費の7~8割)を返還していただくことになります。

**例** 医療費が1万円(3割負担)の場合  
1万円-3千円(本人負担分)=7千円(返還分)



回収した保険証は日本年金機構へ返却してください

- 回収した保険証は、退職の場合は資格喪失届、扶養から外れる場合は被扶養者(異動)届に添付して、返却してください。
- 保険証の返却がない場合、元従業員の方に保険証返却の催告を送付しています。回収した保険証の速やかな返却をお願いいたします。

## すべての申請書は郵送手続きが可能です

健康保険に関する各種申請は、郵送手続きが便利です。窓口は混雑状況によってはお待ちいただくことがありますので、ぜひ郵送により手続きしてください。

各種申請書及び記入例は、協会けんぽホームページよりダウンロード可能で、「届出・申請書作成支援サービス」にて各種申請書を簡単に作成できますので、ぜひご利用ください。

送付先

〒760-8564 協会けんぽ香川支部

※郵便番号を記載いただければ住所の記載は省略できます。



## 各種申請書は新様式をご使用ください!

各種申請書の様式が令和5年1月より変更されましたが、未だ旧様式での申請が見受けられます。旧様式で申請された場合、事務処理等に時間を要しますので、新様式をご使用ください。

新様式の申請書は、協会けんぽのホームページからダウンロードいただくか、または協会けんぽ香川支部へ郵送をご依頼いただくことでも入手可能です。

皆様への速やかな給付金の支給のためにも、ご協力をお願いいたします。



 **全国健康保険協会 香川支部**  
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階  
087-811-0570 (自動音声にてご案内しております)

香川支部  
ホームページトップ



健康保険委員  
(香川)



メルマガ募集



各種申請書

